

ID: 131

担当部署: 町民環境課

処分の概要	墓碑等建設(改築)の承認		
例規名 根拠条項	柴田町営墓地条例 第13条		
例規番号	昭和55年条例第13号		
<b>【基準】</b> 第13条の規定による。 (設備届) 第13条 使用者が墓地内に工作物その他の設備をしようとするときは、町長の承認を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日